

令和 7 年 度 第 1 回

大 阪 市 都 市 計 画 審 議 会

議 案

議 第 3 0 4 号 大阪都市計画特定街区の変更について

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

(議 第 3 0 4 号)
大 計 第 4 6 2 号
令和7年11月19日

大阪市都市計画審議会

会長 嘉 名 光 市 様

大阪市長 横 山 英 幸

大阪都市計画特定街区の変更について（付議）

標題について、別紙案のとおり変更したいので、都市計画法
第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定
により付議します。

(案)

計 画 書

大阪都市計画特定街区の変更（市決定）

都市計画愛隣特定街区を次のように変更する。

名称	位置	面積	建築物の延べ面積の 敷地面積に対する割合	建築物の高さ の最高限度	備考
愛隣特定街区	大阪市西成区 萩之茶屋一丁 目地内	—	—	—	特定街区を 廃止する。

「区域は説明図表示のとおり」

理 由

「あいりん総合センター跡地等利活用にかかる基本構想（活用ビジョン）」に基づくまちづくりの実現に向けて、土地区画整理事業による公共施設の再編と宅地の整形化とともに、既に集積している都市機能の更新・充実を図ることなどにより、地域住民が誇れる魅力ある市街地環境の創出を図るため、萩之茶屋一丁目地区地区計画の決定にあわせて、本案のとおり特定街区を廃止しようとするものである。

(参 考)

1. 変更内容

愛隣特定街区を廃止する。

() 内は旧を示す。

名 称	位 置	面 積	建築物の 延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建築物の 高さの 最高限度	備 考
愛隣特定街区	— (大阪市西成区入船 町 3-1、7-1、 8、9、15-1、16- 1、18-1、22 番地 地内 〔現：西成区萩之茶 屋一丁目地内〕)	— (約 0.64ha)	— (37/10)	— (高層部 44.0m 中層部 34.0m 低層部 12.0m)	(建築物の高さは 屋上塔屋を含む)

「区域は説明図表示のとおり」

2. 変更に係る土地の区域

大阪市西成区萩之茶屋一丁目地内

位置図



説明図

